寛朝僧正の事績について(五)

中山照玲

四三

目次

寛朝僧正周辺補足………

寛朝僧正の生歿年と年令‥‥‥‥ 匹 五

本稿は、 前稿 (成田山仏教研究所 紀要 第三十七、第三十八、第三十九、第四十一号所収) の拙論の続篇である。

十. 寛朝僧正周辺補足

雨僧正といわれ、 請雨経法を修すれば必ず降雨の霊験があったと伝えられ、真言宗の事相法流の根本両流といわれ

る小野流と広沢流のなかの小野流の祖とされ、その名前のもとになった小野曼荼羅寺の開山であった仁海僧正につい

ては前に述べた。

母方のおばに養育され、七歳(一説に九歳) そこでは『野沢血脈集』等により、 仁海の父親は宮道惟平という和泉の国の役人で、仁海は幼少の時に母を失い、 の時に父に連れられて高野山に登り、当時執行職であり後に高野山初代

の検校となった雅真師の弟子となって育てられたことを記した。

ころから見て、 宮地氏の本貫地は不明であるが同じ一 母親胤子の その仁海僧正が後に建立した曼荼羅寺のある地は小野の郷といわれ、近くに勧修寺があり、 祖父宮道弥益 仁海僧正の宮道氏の故地であったとも考えられる。 の居宅地を寺院にしたところで、宮道氏では仁海僧正の父親宮道惟平も宮道氏であ 族で親戚関係であったとすれば、 仁海僧正がこの地に曼荼羅寺を建立したと この勧修寺は醍醐天皇 り、こ

あ

また宮道弥益は醍醐

天皇 0 祖父で



あったいいまと ④河原院跡とされる地にある榎の巨木 河原院は寛朝僧正の祖父の宇多上皇が、 の第八皇子左大臣源融 (822 ~ 895) から譲られた邸宅で、この巨木はその時代からの もので、現存しているものは賀茂川の土手に立っ ているこの榎だけであるといわれている。

の間 とは親戚関係にあったことが推察さ 宮道氏を介して寛朝僧正と仁海僧正 とも考えられよう。 べたところであって、その背景には こうした親戚関係にあったというこ 次男が ŋ この二人はほとんど師僧と弟子 ..柄であったということも前に 醍醐天皇の弟が敦実親王でそ 寛朝僧正であることから

寛朝僧正の生歿年と年令

年 (この年については異説が見られない) から逆算して定めたりしており、その遷化の年に何歳であったのか等によっ 寛朝僧正の誕生年についても先述したところで、文献に記されているところや遷化したとされる長徳四

て四説がある。

幅が大きすぎるように思われる。

それは六三歳、八三歳、八四歳、九三歳であって、ここに三十歳の年令差があることになり、三十歳とはあまりに

暦二年五月九日。寛空僧正『隨『。傳法灌頂』ウク。・・・・・・(中略『今昔物語集』や『宇治拾遺物語』におさめられている、 六三歳遷化説になっているのは、勧修寺慈尊院第六代栄海(一二七八~一三四七)の『真言伝』に、「大僧正寛朝ヶ 一品式部卿敦實親王づ子。母左大臣時平公立女也。延長四年「年十一「シテ。法皇」神室「シテ出家。天

寛朝僧正が寺に入った盗賊を蹴りとばしたという強力無比の説話を加えている)・・・・・此僧正長徳四年六月十三日入

滅。春秋六十三。」とあって、末尾に春秋(年令)六三(歳)としていることによる。

しかしこの同じ文の前には、「延長四年『年十一』シテ法皇』神室『シテ出家。」とあり、延長四年(九二六)

これから逆算すれば延喜十六(九一六)年が寛朝僧正の誕生年ということになり、この年が誕生年であるならば、

入滅年とされる長徳四年には八三歳であったことになる。

が十一歳であったことを記しているのである。

六(九三六)年となり、入室したとされる寛平法皇(八六七~九三一)は既に遷化されている。 しかしこのように六三歳としており、 もし長徳四(九九八) 年に六三歳であったとするならば、その誕生年は承平

また弟とされている源雅信 (九二〇~九九三)や源重信(九二二~九九五)よりも後に誕生したことになり、

あり得ない誤まりである

字のように見えたことによるところではないかと推測される。 同じ文の中でこうした矛盾があるのは、 或は下書きの草稿段階で八三の「八」の字の上に汚れが出来て、「六」の

とあって、六三歳遷化とされている。 を受けて行く。長徳四 (九九八) 年六月十二日順世 (遁世に同、ここではこの世を去ること) 、春秋 (年令) 六三 (歳) 。) 厩(政府のうまやを掌る馬寮の役人)平貞盛誅罰使を承け、寺に来たりて朝います。 法灌頂を仁和寺に灌頂壇を建立して受法した。・・・・中略・・・・天慶三(九四○)年平賊將門を伏する勅を奉り、 小兒の髪型、あげまき)。天暦二(九四八)年蓮台(寺)の寛空阿闍梨(八八四~九七二)に随って、真言密教の伝 家して寛平法皇)の孫なり。年甫十一にして上皇の室に投じ(入室)落丱(落髪、落飾、丱は左右に角のようにした 年六月十二日順世。春秋六十三。」(釈寛朝は吏部尚書 (式部卿の唐名、式部省の長官) 敦実親王の第二子、宇多上皇 (出 宇多上皇孫也。年甫十一。投,|上皇室|落丱。天暦二年隨||蓮臺寛空阿闍梨|。受||密灌於仁和寺灌頂壇|。 ·····天慶三年奉¸勅伏╷平賊將門。右典厩平貞盛承;,誅罰使。來¸寺拜¸朝。 この六三歳の説は卐元帥蛮(一六二六~一七一〇)編の『本朝高僧伝』にも、「釋寛朝。吏部尙書敦實親王第二子。 (寛朝)を拝し、所佩の剣を捧げ、 捧,,所佩之劒,。受,,加持 而行。 右の典なん 加持

に十三種の参考文献名をあげており、 どのような史料に基づいて、この部分が書かれたのか、『本朝高僧伝』のこの「城州遍照寺沙門寛朝傳清壽」の項下 その第五番目に『真言伝』第七があり、前にとりあげた『真言伝』 の誤記がそ

のままここでも踏襲されたことが知られる。

法皇三世。延喜六生。宇多天皇御子一品式部卿敦實親王孫。號廣澤僧正。右大臣雅信弟。重信兄。長德四六十二寂 次に九三歳とする説を見ると、それは『仁和寺御室系譜』に記されているところで、「寛朝僧正」の項に「大師七世。

八十三才。」とあるのによる。

九三歳とされるのは、この文の初に「延喜六生。」とあることにより、延喜六(九〇六)年の誕生であって、 長徳

四(九九八)年に遷化されたとすれば、九三歳であったことになる。

による誤記であったとすれば、この『仁和寺御室系譜』は「延喜六年」の「六」の字の上にあったと思われる「十」 しかしこれも文末に小字で「八十三才。」と記されていて、本来八三歳説であると見られ、前の『真言伝』 が汚損

の字を誤脱したものと見られる。

の校正等の誤まりによるとも思われる。 この『仁和寺御室系譜』のこの「寛朝僧正」の項には、誤記や誤認が他にもあると考えられ、これは或は翻刻の時

以上によるならば、六三歳の説も九三歳の説もいずれも不注意による誤記に基づいていることになり、その誤記の

部分を除いて見るならば、八三歳説であったことになる。

ものもあるが、八三歳とするものはかなり存在しており、今後の研究の参考のために目に触れたところを次に掲出し この八三歳とする説は他の文献にも見られ、筆者の目に触れたところでは、まったく年令については記していない

ておきたい

月廿五日、轉大僧正、煌澹巻、日本第三代大僧正云々、長德四年六月十二日、入滅、「呉六十一生中持齋云々、 『御室相承記』には、「天暦二年五月九日丁巳、嗚啼、 於南御室受職位、寬等十八、・・・・・(中略)・・・・・ 寛和二年十二 理趣經文

四七



⑧河原院跡とされる地にある榎の巨木の根本にある石標石標には「此附近 源融河原院址」と刻まれている。源融の邸宅として築かれたこの邸宅が寛朝僧正の祖父宇多上皇の所有に帰してからは、父親の敦実親王や伯父の醍醐天皇も度々訪れたことと推察され、幼少時代の寛朝僧正が訪れたことも当然あったと思われる。

喜十六年の誕生となり、

入滅された長徳四年には

八十三歳であったことになる。

に「天暦二年」に三十三歳としていることから、

位、解六十八、」とあって、

前の

『御室相承記』

と同様

延

ない

が、

「天暦二年五月九日丁巳、角宿、

於南御室受職

は八十三歳であった。

仁和寺相承秘記』には入滅の時の年令を記してい

寺史料 代門跡の事績を記したもので、 ならば、 次に を列挙しており、 『仁和寺御傳』 本書は仁和寺開山寛平法皇からの仁和寺歴 寺誌編二の解題によれば、 に記されているところを見る 内容的にか 筆者が依拠 八種の なり Ó 相違を示 した仁和 仁和

すもの、

或はまた内容的に全く異質のものも見られ

から、誕生は延喜十六年となり入滅時の長徳四年に年」の阿闍梨の職位を受けた時三十三歳であること段正句・聲明音曲、此時初調之、」とあり、「天暦二

るとされている。

と改元)の頃に編纂されたことが知られる。 君子必〝改正〝〞而፯།補闕〞焉、」とあって、これは文亀壬戌(一五〇二)から文亀甲子(一五〇四、二月三十日に永正 之記錄 |、管見 "之所 」及、内外 "御傳大底編 」之、于時起 "于文龜壬戌 "、至 | ,于甲子上元 "之日 "、 微功已 "終、後生 " る『仁和寺御傳』(心蓮院本)のその序の末には、「仍今爲」撃」將來」之朦昧ヲ、聊ヵ撫」」散在」之文章ヲ、纔ニ窺」俗中ノ まだこの八種以外にも存在するようであるが、真光院大僧正といわれた尊海(一四七二~一五四三)による序のあ

慶応三(一八六七)年十二月九日勅命により復飾した楞厳定院御室純仁親王(一八四六~一九〇三)までをおさめて の序のあるもの四点で、それは『仁和寺御傳(心蓮院本)』、『仁和寺御傳(眞光院本)』、『仁和寺御傳 ·仁和寺御傳(宮内廳書陵部本)』であり、宮内庁書陵部本は顕證書写本からの写しで、顕證書写本以後を書き継ぎ、 奈良国立文化財研究所史料第六冊の仁和寺史料寺誌編二に取りあげられている『仁和寺御傳』は、この尊海大僧正

書写本に近いとされ、これらのいずれも『仁和寺御傳』では、寛朝僧正遷化の時の年令を八三歳としている。 この他の『仁和寺御傳』の翻刻本には、群書類従所収本があり、これも尊海大僧正の序があり、同系の一本で顕證 いる。

五二歳であったのであれば、延喜十六年の誕生で長德四年に遷化した時は八三歳であったことになる。 て記している『本要記』(『本寺要集記』の略称と推定されている)には、「別當等事」として「寛朝大僧正」の下に 康保四年六月十六日、 次に仁和寺の由緒、仁和寺内の諸伽藍、御室の直轄寺や御室御所となった諸院についての由来、その規模等につい 補仁和寺別當」とあり、「別當」の傍らに朱筆で「五十二」とあって、 康保四

あり、寛和二(九八六)年十二月二十五日七一歳の時に大僧正に補任しており、長德四年の遷化の年には八三歳であっ 正弟子。寛和二年十二月廿五日轉任云。 "ト゚ 于時東寺一長者。……(中略)……長德四年六月十二日入滅。|ト゚・ 聲明 で最初に大僧正になった僧侶として寛朝僧正がとりあげられており、その「大僧正始」の項に、「號,|遍照寺|。 仏教々団内での僧侶の官位の叙任や諸法会等の最初の例について記した『初例抄』上巻「釋家部一」には、 理趣經正句。此時初調」之。一品式部卿敦實親王二男。母左大臣時平公女。雅信左大臣重信右大臣兄也。」と『華暦重編末史史』

とある。 る『東寺長者幷高野撿校等次第』の「第十九長者大僧正寛朝」の項の末尾にも「長德四年六月十四日卒。サハナニパ━ また真言宗の根本道場である東寺(教王護国寺)の長者となった高僧の次第を記した『東寺長者補任』の一本であ

書の「寛朝事 脈類集記』の「大僧正寛朝」の項下の細字二行割書の部分に、「長德四年六月十二日入滅。八十三。」とあり、その裏 次に血脈類に記されているところでは、広沢流西院元瑜方の祖元瑜僧正(一二二八~一三一九)の撰述である『血 次第云」と記している中に、「貞元二年三月十六日任權律師二十」とあり、さらに「長德四年六月十二

なおこの『血脈類集記』では、「僧正寛空」の付法弟子としても「寛朝」をあげ、その項下に細字で記している中に、

長德四年六月十二日卒。八十三云々寺務勞十六年」とある。

日卒三十寺務勞十六年。」とある。

次に作者不明であるが 『野澤血脈集』巻第三の「第十四。寛朝」の項には、年令と関連する記事として、「延喜



©源融の河原院跡の榎の巨木の根本に立てられている立札 この河原院を築いた源融と、この河原院について解説されている。源融 には嵯峨野に棲霞観といわれる別荘があり、融の没後に棲霞寺となり、 これが後に嵯峨の清涼寺となった。

触れず、全体の記述は簡潔である。

の項に、「長徳四年六月十二日卒。年八十三。付法十七

人」と記しているが、誕生の年である延喜十六年には

六二)の撰述とされる、『血脈鈔野澤』(『付法相承血脈

巻上』の内題)の中の「第十四代

大僧正寛朝

東寺三宝の中の一人である杲宝(一三〇六~一三

年任,,仁和寺〜別當,盂+」、「長德四年六月十二日入滅

と記されている。

法皇舊室 | 隨

||寛空僧正||受||灌頂

|師ニ長者六十九

康保四

「延長四年於,,法皇/之室|出家=歳

略)…長德四年六月十二日入滅。春秋八十三。」とあって先德の著述からの引用として示している。 法皇〉舊室"隨,|寛空僧正,"受,|灌頂 | 鄭二長者。 六十九同四年二月 親父親王入道 ス。 康保四年任,|仁和寺別當,' 二十…(中略 あり、「大血脈云」として「延長四年於,,;法皇之室,"御出家,"歳十六歳,"時法皇崩,%給了芸+天曆二年五月九日丁巳酉=於,; …天祿三年≒寛空入滅キホハ其後經デ六箇年ッ任。 |權律師|゚|六+…(中略)…同四年八月任||僧正|。同年任||一長者 |六+…(中

六月十二日、入滅、蛭八十四、号廣澤僧正、又稱遍照寺僧正、」として、年令を示すところが三箇所見られ、イとして異本を感 とあり、「第十八大僧正寛朝」の項では、「天元四年八月、至一長者、垰僧都、同卅日、任僧正、」、末の方に「長德四年とあり、「第十八大僧正寛朝」の項では、「天元四年八月、至一長者、垰六十六十八日、任僧正、」 りに、「権大僧都寛朝」の後に「貞元二年十一月廿七日、補長者、『日補西寺別當、式部卿敦實親王二男、…(中略)…」 八十四歳での遷化とする説をとりあげるならば、延宝八(一六八〇)年成立とされる編者不詳の 勧修寺の寛信法務(一〇八四~一一五三)の撰述である『東寺長者次第』では、「第十七 大僧都定昭」の項の終 寛朝大僧正。一品敦實親王息。寛空僧正附法。圓融院御戒師。長德四六十二寂。八十四歳。」とある。

長德四年には八十三歳であったことになる。 最初の貞元二年に東寺長者に補任した時に六十二歳であったとするのであれば、誕生は延喜十六年であり、

校合している。

いられているのである。 には八十四歳であったことになり、校合している異本にも見られるように、ここでは八十三歳と八十四歳の両説が用 次の天元四年に一長者に補任した時に六十七歳であったとするならば、誕生は延喜十五年となり、入滅の長徳四年

この『東寺長者次第』は、また後にとりあげることになる。

長徳四年には八十三歳であったはずであるが、八十四歳としているのである。 僧都寛朝同日兼|在西寺別當|。一二寛忠卒替。』とあり、更に長徳四年の項には「長者大僧正寛朝。澤大僧正。又號|遍照寺]。 」僧都寛朝十一月廿七日加任。六十二寛忠卒替。頌 て、東寺長者に加任した貞元二年に六十二歳であったとしており、これによれば誕生は延喜十六であり、 またこの『東寺長者次第』と同系の、『東寺長者補任』の一本の群書類従所収本では、貞元二年の項の末に、「權少 遷化された

はずであるが、どうしたことか八十四歳とされているのである。 たのが延長四年の十一歳の時で、寛空僧正にしたがって伝法灌頂受法したのが天暦二年の三十三歳の時であり、 月廿七日加任、六十寛忠卒替、』とあり、長德四年の項では、「六月十二日卒、四十・(中略)…延長四年+年入寛平法 の長者に加任したのが貞元二年の六十二歳の時とされていて、これによれば遷化した長徳四年には八十三歳であった また別のもう一本の続々群書類従所収本の『東寺長者補任』の貞元二年の項には、「權少僧都寛朝寺、東大寺真言宗、十一 天暦二年||一付寛空僧正傳法灌頂職位、」と年令に関わる記述があって、師僧の寛平法皇の室に入り出家し

牛車宣下、但輦車云、 僧正」の項では、 『仁和寺諸院家記』は、仁和寺史料 円融法皇御受戒、爲和尚、同十二月廿五日、轉大僧正、ヒ+'、」としながら、「長徳元年十二月廿四日 「延長四年、入寛平法皇室、出家、+'、天暦二年、付寛空僧正傳法灌頂職位受、||;・ 」とあり、更に「寛 同四年六月十二日、入滅、八十四、」としている。 寺誌遍一に四種収められており、その中の惠山書写本下の「遍照寺」、「寛朝

延長四年の出家の年に十一歳、天暦二年灌頂受法の年に三十三歳、 長徳四年の入滅とされる年には八十三歳であったはずであるが、 寛和一 一年大僧正に昇補した年に七十一歳であ 八十四歳と記されているので

ある。

令に関する記述は見られない。

『仁和寺諸院家記』には、他に心蓮院本、顕證書写本、顕證尊寿院本が存在するが、それらの中では寛朝僧正の年

ているのである。 ら、誕生は延喜十六年であったことになり、長德四年の入滅の時には八十三歳であったはずであるが、八十四歳とし 四十付法十六人」とあるが、東寺四長者に加任した時は、貞元二年であり、その時六十二歳であるとしていることか 式部卿敦實親王御子見母時平左大臣女。寛平孫。加,四長者, 六十于時少僧都。…(中略)…長德四年六月十二日入一 著者不明であるが德治二(一三〇七)年の成立とされる、『野澤大血脈』の「寛朝」の後に「東大寺幷東寺西寺別當卿

朝國師傳」には、年令を記すところが二箇所見られる。 一七二一)の撰述で、問題点の残る書といわれるが、その巻第五「京兆遍照寺」開山東寺十七代」長者法務大僧正寛 次に真言宗の高僧伝としては最も広範なものとされる、『傳燈廣録』(全二十六巻)は醍醐寺の祐宝師 (一六五六)

延帝)勅願「'建」「圓敎寺」。正月二十一日落「僧正慶讚」。六月十一日「ハニ黒」化」。享年八十四サハロ゚ド」とある。 壯艷霜質ニッ早悟聰敏サッワ。延長四年甫ッ十一ニソ。入ッ法皇之室ニ゚。。零、「丱 角 。。」とあり、末尾の方には、「長徳四年因「ゥ永 初めの方には、「十四世〜祖。名〜寛朝。京兆〜人。一品親王敦實〜之二子。母〜左丞相時平〜之女。寛平帝之孫也。

徳四年の遷化の時には八十三歳であったはずであるが、八十四歳としているのである。 ここにおいても初めに延長四年に十一歳としており、これによれば誕生は延喜十六年ということになり、 末尾の長

さらにその下に「或日六十三」とある説については、前にとりあげた勧修寺慈尊院の第六代栄海僧正の『真言傳

にもとりあげられていた説で、或はこの栄海僧正の『真言傳』に依拠したものかとも考えられるが、これは成り立た

(この中の『仁和寺御傳』は他に三本があり、これを加えれば十三文献となる)、八十四歳とする七文献の当該箇所を 以上寛朝僧正の生殁年と年令について、六十三歳とする二文献、九十三歳とする一文献、八十三歳とする十文献

八十三歳と八十四歳の説ということになり、最も多く用いられているのは八十三歳説であった。 とりあげて検討して見たのであるが、六十三歳と九十三歳の両説は誤記或は誤認によるものであり、残るところは

は用いられていなかったのである。 による相違でしょうとしてかたづけられるような問題といえるが、丸年は現在普通に用いられているが、少し以前に 等両説を記しており、現在の我々であれば年令の数えかたには、数え年と丸年(満年令)の二があり、その数えかた 八十四歳とするほとんどの文献でも、その文の中では八十三歳説でありながら、最後入滅の年令で八十四歳と記す

筆者が子供の頃にも、 年令の数えかたは数え年であって、 大晦日の夕食の時に年取りの儀式が行われて、 皆が一

に一歳を加算し、誕生日に年を取るということはなかった。

また人が亡くなった時に、その人の生前の功績をたたえて一歳を加算するということも、 所によっては行われてい

るようであるが、平安時代のこの頃に行われていたか不明である。

元四(九八一)年第十八代の一長者に補任した時に六十七歳であったとしており(校合した異本では六十六歳)、こ 信法務(一〇八四~一一五三) 前にもとりあげたが、平安時代の久安元(一一四五)年十月に東寺一長者に補任(第三十七代)した勧修寺の寛 の撰述で、現存最古の東寺の歴代長者加任の次第とされる『東寺長者次第』では、 、天

五. 五.

五



①堀川の方から見た本院跡の現在の状況 かつて此の地には本院といわれた左大臣藤原時平(871~909)の邸宅 があった。寛朝僧正の母親は藤原時平の娘といわれ、寛朝僧正はこの時 平の邸に里下りを て誕生したと考えられ、時平は909年に亡くなっ ているので、この時は時平の三男で権中納言の敦忠が伝領していた時で あったと思われる。

あろう。

数

は八十三歳と八十四歳の両説があったといえるで

年のところでは六十二歳であったとしており、こ

それ以前の東寺長者に加任した貞元二(九七七

れによれば遷化された時の年令は八十三歳であ

たことになり、

古くから寛朝僧正の年令について

年 喜十五年の年末の大晦日頃に誕生し、 かと推測されるのである。 えかたである数え年で、 時期であることから、その後の一息つける頃に 0 そこで考えられるのは、 翌年を二歳と数えたことから、 て誕生を報告することになったためではない 初めは宮中で節会などの諸行事があって繁忙 生まれた年を一 この時代の 寛朝僧正は延 年末から新 年令 歳と数 0) 年ということになり、

長德四

(九九八)

年に遷化

した時は八十四歳であったことになる。

れによるならば誕生したのは延喜十五

九

五.

延喜十六年の朝賀は前年に疫癘が流行し、犠牲者が多く出たことからとりやめになっているが、 朝廷では新年の

種々の行わなければならない儀式・行事が多く、役所の仕事始めを待つことになったと思われる。 そうしたことが、この寛朝僧正の生殁年と年令にもあらわれているように思われるのである。

註

- 29 拙稿 「寛朝僧正の事績について(一)」成田山仏教研究所 紀要 第三十七号 平成二十六年二月二十八日発行 五四頁~七四頁。
- ⑩ 『今昔物語集』巻二十三 廣澤寛朝僧正强力語 第二十 增補國 史大系 第十七巻 吉川弘文館 昭和四十二年二月二十八日発行

六二五頁十行目~六二七頁五行目。

- ⑪ 『宇治拾遺物語』 巻十四 目~二五七頁一行目。 寛朝僧正勇力事 ^{蛸補}國史大系 第十八巻 吉川弘文館 昭和四十年十一月三十日発行 二五五頁十行
- 二〇二頁上段八行目 『眞言傳』大日本仏教全書 第一〇六冊 名著普及会 昭和五十四年八月三十日 覆刻版一刷発行 通頁二〇〇頁下段七行目
- ②『本朝高僧傳』大日本仏教全書 第一〇三冊 名著普及会 昭和五十四年八月三十日 覆刻版一 刷発行 通頁一八六頁下段一四

行目~一八七頁下段六行目

- ⑭前註⑭『本朝高僧傳』通頁一八六頁下段一四行目~一六行目 「城州遍照寺沙門寛朝傳游夢」の項の下に二行割書で、「東寺長者補 亨釋書第三、東國高僧傳第六、日本紀略後篇第八、百錬抄第四、皇年代略記」と依拠した文献名をあげている。 任第一、東大寺別當次第、 血脈類集記第二、第三、仁和寺御傳、 真言傳第七、 南都高僧傳、 寶物集第一、僧綱補任抄出卷上、元
- ② 【仁和寺御室系譜』 続群書類従 第四輯 卷第九五 経済雑誌社 明治三十七年四月二十五日発行 四五二頁下段 「寛朝僧正」

の項。

⑩『御室相承記』奈良国立文化財研究所史料第三冊 仁和寺史料寺誌編一 奈良国立文化財研究所 昭和三十九年三月三十日発行

⑳『仁和寺相承秘記』前註㉑ 仁和寺史料寺誌編一 一二四頁末行。

六頁二行目~八行目。

本書は外題に「仁和寺御傳」とある書であるという。

您奈良国立文化財研究所史料第六冊 仁和寺史料寺誌編二 奈良国立文化財研究所 昭和四十二年八月十五日発行 三七一頁~

⑩ 『仁和寺御傳』心蓮院本 前註⑩ 四頁十五行目~五頁二行目。

三八四頁

∞『仁和寺御傳』心蓮院本 前註∞ 八頁五行目~九頁八行目。

その中には「延喜十六年所 月 H 誕生、…(中略)…長德四年成六月十二日、 入滅、八十三、」とある。

◎『仁和寺御傳』真光院本 前註◎ 七八頁十二行目~七九頁七行目。

その中には「延喜十六―月 日、誕生、…(中略)…長德四―六月十二日、入滅、パナニ、」とある。

❷『仁和寺御傳』顕證書写本 前註⑱ 一一八頁六行目~一二○頁一行目。

の時の年令が記入されている。 日、誕生、…(中略)…長德四年成六月十二日、入滅、年八十三」とあり、この顕證書写本には、出家、受灌、 この顕證書写本では、初めに祖父・父母、北院御室守覚親王が寛朝僧正について記していた事、それに続いて「延喜十六年示某月 僧綱補任、 任大僧正

『仁和寺御傳』宮内庁書陵部本 寛朝僧正部は顕證書写本に同じであり、この出版本では省略されている。 前 註 218 一九七頁~二一六頁に、顕證書写本に書き継ぐように記された部分が収録されている。

(224) 『仁和寺御傳』 群書類従 第四輯 卷第六七 経済雑誌社 明治三十一年十一月五日発行 寛朝僧正については四三八頁下段五

行目~四三九頁下段三行目

- 《圖本要記》前註
 。通頁三一四頁七行目。
- 行目。 『初例抄』 上 群書類従 第十五輯 群書類従巻第四二五 経済雑誌社 明治三十四年六月三十日発行 六頁上段二行目~十二
- > 『東寺長者幷高野撿校等次第』 続群書類従 第四輯 卷第九八 経済雑誌社 明治三十七年四月廿五日発行 通頁五三七頁下段。
- (28) 『血脈類集記』真言宗全書 正寛朝」の項参照 第三十九巻 続真言宗全書刊行会 昭和五十二年十月三十一日発行 (復刊) 通頁七三頁下段「大僧
-)『血脈類集記』前註⑳ 通頁六六頁上段九行目。
- 30 『野澤血脈集』巻第三 下段〜通頁四一五頁上段「第十四。寛朝」の項参照。 真言宗全書 第三十九巻 続真言宗全書刊行会 昭和五十二年十月三十一日発行 (復刊) 通頁四一四頁
- 〇〇〇〇 一 血脈鈔野澤」「付法相承血脈鈔 六五頁下段末行~六六頁上段六行目 卷上」続真言宗全書 第二十五巻 続真言宗全書刊行会 昭和六十年一月十五日発行 通頁
-)『西院血脈』前註⑳ 続真言宗全書第二十五卷 通頁一九三頁下段九行目。
- 圖前註
 通頁一九四頁上段八行目~下段一五行目。
- 『諸門跡譜』群書類從 第四輯 卷第六十一 経済雑誌社 明治三十一年十一月五日再飜刻発行 一一九頁十六~十七行目
- 33 『東寺長者次第』 高野山大学論叢 第二卷 高野山大学 一九六六年十月十五日発行 一一五頁二行目~十三行目
- 『東寺長者補任』 群書類從 第参輯 卷第五十八 経済雑誌社 明治三十一年十月廿一日発行 六六一頁上段十五行目。
- >>> 『東寺長者補任』前註>>> 六六三頁 上段十六行目
- 『東寺長者補任 巻第一 続々群書類從 第二 史伝部() 国書刊行会 明治四十年一月廿五日発行 五〇二頁下段五行目~六

行目。

- 239 『東寺長者補任』前註239 五〇七頁下段二行目~七行目。
- 『仁和寺諸院家記』(惠山書写本)前註⑩ 仁和寺史料寺誌編一 三一九頁二行目~十行目。
- 『野澤大血脈』続真言宗全書 第二十五巻 続真言宗全書刊行会 昭和六十年一月十五日発行 通頁三五頁下段六行目~十一
- 43 『傳燈廣録』続真言宗全書 第四十二巻 解題 前註卿 一六〇頁上段十三行目~十四行目

行目。

『野澤大血脈』

続真言宗全書

第四十二巻

解題

続真言宗全書刊行会

昭和六十三年十月十五日発行

一〇四頁

- (四) 「傳燈廣録」続真言宗全書 第三十三巻 続真言宗全書刊行会 昭和五十九年十月十五日発行 通頁二六八頁上段十一行目
- 『傳燈廣録』前註幽 通頁二六九頁下段七行目~九行目
- 衛年取り式は大晦日の夕食の時に行われていた。いつもは丸い卓袱台を囲んで家族がすわっているのであるが、この年取ります。 も頑張るようにといわれるのである。 は新年になり皆一歳ずつ年を取り、 は祝膳が一人くの前に据えられ、 自分は何歳、○○は何歳、 服装も和服に着替させられて着席し、家長が本年一年も無事に過ごすことが出来、 □□は何歳、△△は何歳になるのだから、それぞれ自覚して来年 明日から りの時に
- この時の祝膳には、年取り魚としていつもの三倍くらいの大きさに切られた、鮭の焼いた切り身がのっていたのが忘れられない。 家族一同が一緒になって、このように年取りの儀式を行っており、いわば家族皆の誕生祝を大晦日に行っていたことになる。
- 『日本紀略』後篇一 鸞鸞國史大系 第十一巻(オンデマンド版)吉川弘文館 二〇〇七年六月三〇日発行 一九頁十六行目。

⁻張十六年正月一日丙辰。止, |朝賀 ¦ 依, |去年皰瘡之灾 _| 也。」とある。